

徳島県告示第四百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和七年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理番号		路線名	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
3	2	山城東祖谷山	区間		三好市西祖谷山村田ノ内 六六番六地先	旧
	同					
新			敷地の幅員 (メートル)		四・八〇六・五	一九七・〇
五・六〇二五・五			敷地の幅員 (メートル)		五・六〇二五・五	一九七・〇